

課税ベースの選択と組合せ

飯 野 公 央

はじめに

「公正で活力ある高齢化社会を目指して」と題された1993年11月19日付け政府税制調査会答申では、①世代あるいはライフ・サイクルを通じた税負担の平準化、②経済活力の発揮、③安定的な税収構造の確保、を基本原則に、直間比率の是正ならびに所得・消費・資産等の間でバランスのとれた公正で安定的な税体系を構築することの必要性が強調された。

ところで、この「直間比率の是正」、「所得・消費・資産等の間でバランスのとれた」という表現には、これまでも指摘されているように租税理論上いくつかの問題点が存在する¹⁾。

第1に、直間比率といった場合、何を分類基準に直接税と間接税を分けるかである。一般に理解されているように、租税転嫁を想定するかしないかで所得・資産課税を直接税に、そして消費課税を間接税に分類するのは一見とてもわかりやすいが、法人税の転嫁の可能性や支出税のように消費ベース課税でも個人課税が理論上可能となるなど、直間分類は今日、分類基準として必ずしも有効なものとは言えない。むしろ理論的には直接税か間接税かという徴税方法の問題ではなく、所得か消費かという課税ベースの選択ならびに税体系としてどのような組み合わせが可能であるかが問われるべき課題である。

第2は、所得・消費・資産が課税ベースとして並列関係に置かれるものなのかどうかである。そして、特に問題とされるのは「資産」の意味内容が不明

1) 野口悠紀雄『税制改革のビジョン - 消費税増税路線を見直す -』日本経済新聞社 1994年、42～46ページ。

確な点である。通常、資産に対する課税は、①資産取得に対する税（相続税・贈与税・不動産取得税など）、②資産保有に対する税（固定資産税・地価税など）、③資産取引に対する税（証券取引税など）、④資産所得に対する税（利子所得税・配当所得税・譲渡所得税など）に分類される。ここでもし「資産」をストックとしての資産と解するならば、租税理論上議論すべき問題は、まず基幹税である個人課税のベース（フロー）を所得か消費のどちらに求めるべきかであり、その後で税務行政および徴税上の理由からどのように補完税として資産税を位置づけるかが問題となる。また、「資産」を資産所得と解するならば労働所得と資産所得とのバランスが問題であろうし、また、資産所得（例えば利子とキャピタル・ゲイン）間のバランスも問題とされよう。このように「資産」をいずれに解釈しても、所得・消費・資産を課税ベースとして並列関係で論ずることはきわめて問題のある議論と思われる。

そこで、租税論あるいは税制改革論としては、課税ベースと課税方法の選択が議論の出発点とならざるをえない。

ところで、課税ベースの選択に関しては、これまでも、かなりの議論がなされており、所得ベース課税の規範論である包括的所得税にも、あるいはそれに対置する支出税にも、理論上および税務行政上それぞれに長所短所のあることが明らかにされている²⁾。それゆえ本稿では、課税ベースを所得にするのか消費にするのかという選択論だけでなく、所得税と支出税の両方の長所を活かした組み合わせの可能性について考えてみたい。

考察順序は次の通りである。Ⅰでは、所得ベース課税の理論ならびに課税方法の特徴と問題点を、Ⅱでは、累進的な消費ベース課税、いわゆる支出税の論理的特徴と問題点をそれぞれ整理し、Ⅲでは、所得税と支出税の可能な組み合わせについてのヴィックリー（William S. Vickrey）の提案³⁾を検討する。

2) Pechman, J. A. ed., *What Should be Taxed: Income or Expenditure ?*, The Brookings Institution, 1980.

3) Vickrey, W., *Agenda for Progressive Taxation*, The Ronald Press Company, 1947.

I. 所得ベース課税の理論と問題点

1. 所得ベース課税の理論的特徴

(1) 分類所得税から包括的所得税へ

現代の各国の所得税は、源泉説に重きをおくフランス・イギリス型と純資産増加説に重点をおくドイツ・アメリカ型に大別される。周期説ないし源泉説は、源泉と結び付いて規則的・周期的にもたらされる所得だけを所得とみ、一時的ないし偶発的性格の所得は、源泉がどこにあるのかわからないので課税所得から除外するというものである。純資産増加説は源泉説とは対象的に、贈与、遺贈、宝くじなどあらゆる偶発的性格の所得をも含める一方、資産減少の要因となる経費、債務利子、財産喪失などを控除し、資産の純増加分を所得とみるものである⁴⁾。また、イギリス型が所得源泉の差異に着目し、分類課税方式を採用しているのに対し、アメリカ型はあらゆる所得を包括する総合課税方式を採用している。

ところで、近代株式会社と資本市場の発達は、所得源泉の多様化を生み出した。その結果、一人の納税者が源泉を異にする多様な所得を稼得することが可能となり、特定の所得源泉に着目して課税する分類所得税では納税者の真の経済力あるいは税負担力を把握することがきわめて困難となった。さらに、差別課税が税負担の不公平や経済活動に歪みを与え、十分な税收効果を上げることができない等の問題も指摘されるようになり、所得税制は、分類所得税から包括的所得税へ展開することになった。

(2) 包括的所得税の理論

包括的所得税にける所得の定義は、ヘイグ・サイモンズ基準と呼ばれ、
所得 = 消費 + 純資産の増減

4) 佐藤 進『現代税制論』日本評論社、1970年、117ページ。

で表される。サイモンズによると、右辺は、①要素所得、所得の移転または蓄積された富からの消費（自己消費のための財・サービスおよび所有する耐久消費財の使用価値も含む）、②保有資産の価値増加から生じる富の純増をあらわしている⁵⁾。この定義によれば、ある個人の所得は、一定期間内における消費と富（資産）の純増の和で計られる。そのため賃金、利子、利潤などの要素所得だけでなく、帰属所得、給与外給付いわゆるFRINGE・ベネフィット、資産価値の上昇によるキャピタル・ゲイン（実現・未実現にかかわらず）も含まれる。また贈与、移転収入、さらにはギャンブル収入なども所得とみなされる。

つまり、ヘイグ・サイモンズ基準の下では、所得はその源泉だけでなく、その所得の安定性・継続性、あるいは不安定・一次的・予測困難かといった形態やタイミングの違いなどにより課税上区別されることはないのである。

2. 所得ベース課税の問題点

1-(2)で見たような規範的意味の包括的所得税論では、他の課税ベースとのバランス論、あるいは税体系論は必要とされない。なぜなら、あらゆる種類の労働所得、あらゆる種類の資産所得が課税ベースに含まれるからである。しかし、ヘイグ・サイモンズ基準に含まれる所得の中には税務行政あるいは徴税上、必ずしも課税ベースに十分算入しえないものがある。特に困難なものの一つが発生ベースのキャピタル・ゲインである。ヘイグ・サイモンズ基準では、キャピタル・ゲインは実現・未実現に関わりなく課税ベースに含むとされるが、税務行政上、未実現のキャピタル・ゲインを把握することはきわめて困難である。また仮に課税できたとしても売却前に課税された場合、納税資金を持たない個人は売却を強制されるなど不合理な面がある。また、変動性の所得を課税ベースに含むことで、納税者の支払い能力は変動する経済力に左右されやすくなる。

5) Simons, H. C., *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press, 1938, pp. 49-58.

もちろん平均化措置により緩和することは可能であるが、それではヘイグ・サイモンズ基準と矛盾する。

さらに、現実の所得税制は政府の財源調達手段に留まらず、社会的・経済的諸政策の手段として利用されているため、社会福祉目的や資本蓄積促進の観点から、さまざまな控除・特別措置が導入されている。その結果、所得税制は複雑化したうえに、課税ベースの侵食、限界税率の引き上げを通じ、ミクロ的には税負担の不公平を増大させただけでなく、資本と労働の生産的組合せに歪みを生じさせ、またマクロ的には、インフレ調整が不十分なため、投資を抑制し国民生活の水準と経済成長率を不必要に低下させる⁶⁾などの問題を発生させたのである。

このように現実の所得税制は無論のこと、規範的意味での包括的所得概念も実効可能性の点で大きく制約されるため、実際の所得税制ではなんらかの補完税が不可欠である。

II. 消費ベース課税の理論と問題点

N. カルドアによれば、個人に対する課税はその支出を基準にすべきであって、その所得を基準にすべきではないという支出税の考え方は、決して新しいものではない。人々がどれだけ稼得するかに応じて課税するよりも、人々がどれだけ消費するかに応じて課税する方が、公正という点ではまさっているという主張はホッブス以来、J. S. ミル、A. マーシャル、アメリカのI. フィッシャー等により取り上げられ⁷⁾、そしてカルドアにより税制論として構成された。ところが、インド・スリランカでの失敗が実施困難との評価を植え付け、その後

6) Feldstein M. and Summers L., Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector, *National Tax Journal*, Vol. 32, No. 4, December 1979.

7) Kaldor, N., *An Expenditure Tax*, Georg Allen & Unwin Ltd., 1955 (時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、1963年、1ページ)

この税を実施している国はない。しかし、石油ショック後の先進各国をおそったインフレと低成長、課税ベース侵食による不公平感の増大と資源配分の歪み、さらに高齢化をはじめとする財政需要の増大に直面して、支出税の再評価の動きが活発化した⁸⁾。

1. 支出税の理論的特徴

(1) 支出税の理論

支出税は、個人の税負担能力の指標を消費に求め、それを課税ベースとする直接税である。しかし、実際に課税ベースを求めるには、消費額を一つ一つカウントするのは余りにも煩雑で困難なため、キャッシュ・フロー法（一定期間の資金流入の合計額から資産購入や貯蓄などの非消費的な資金流出額を差し引くこと）で求められる。そして、蓄積された資産および貯蓄額はそれが売却あるいは引き出されて消費に回された段階で課税ベースに含まれるので、貯蓄は非課税ではなく、課税が延期されるだけである。また、借入れを行った場合、借入金の受取は課税ベースに含まれが、負債の返済は貯蓄に等しいから、その様な返済と利子支払いは課税ベースから控除される。

事業用資産の扱いも同様の原則に基づく。事業用の資産購入は直ちに控除され、投資も直ちに経費扱いされ、その資産に基づく収益と売却による受取は、再投資されない限り課税ベースに含まれる。そして金融資産の購入も控除され、配当と受取利子は、株式あるいは債券の売却収入と同様、貯蓄に回されないか

8) 支出税再評価の背景には、カルドアの支出税にみられるキャッシュ・フロー法の問題点を一定の条件の下で解決し、支出税の実効可能性を高めた W. D. アン德里ュースの貢献がある。そしてその後、スウェーデン、イギリス、アメリカで、次々に支出税に基づく改革提案がだされることになる。

W. D. Andrews, A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax, *Harvard Law Review*, Vol. 87, April 1974. Lodin, S. O., *Progressive Expenditure Tax-an Alternative ?*, LiberFörlag, 1976. U. S. Department of Treasury, *Blueprints for Basic Tax Reform*, U. S. Government Printing Office, 1977. The Institute for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation : Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade, Alleen & Unwin*, 1978.

ぎり課税ベースに算入される。

なお、支出税では、所得課税の下で存在する補完税としての法人税の存在根拠が失われる。それは、未分配利潤（内部留保）が貯蓄扱いされるため、所得税下で必要なキャピタル・ゲイン課税の前取りという意味そのものが失われるからである。

ところで、支出税は所得税と同じく直接税であり、所得再分配効果をもつように人的控除や概算控除を導入することも、税率については累進税率を導入することも可能である。

(2) 支出税の優位性

(1) でみたような支出税の特徴は、いくつかの点で包括的所得税に優るメリットをもっている。第1に、ライフ・タイムをとった場合の恒常的・安定的な経済力を表す指標としては消費の方が適当だと考えられる。これは、遺産と贈与が起こらないと仮定するならば、生涯所得＝生涯消費となり、貯蓄に対する二重課税を排除できる支出税のもとでは、生涯所得が等しい人々の税負担は貯蓄に左右されずに等しくなる。その結果、現在と将来の間での消費・貯蓄の選択に歪みを加えることはなく、所得税制下よりも貯蓄を増やし、投資、生産性および経済成長を促進すると考えられる。

第2は、資産所得の扱いである。支出税の下では資産購入は全額控除され、資産売却は再投資されない限り課税ベースに含まれるため、まず資産の原価（基準価格）を知る必要がなく、所得税下で問題となった未実現キャピタル・ゲインの把握問題と税務行政の複雑化が回避される。そしてキャピタル・ゲインも他の源泉の所得と同じ扱いを受けることになり、キャピタル・ゲインを普通所得に算入する際の問題やタックス・シェルターが大幅に削減でき、水平的公平が高まると考えられる。

2. 支出税の問題点

支出税の課税ベースを求めるキャッシュ・フロー法で重要な役割を果たすのは、資産・借入れに関する適格勘定方式である。適格勘定方式の場合、資産購入（貯蓄）は控除され、資産の売却・貯蓄の引出しは課税ベースに算入される。このため、資産価値に変動がおこりキャピタル・ゲインが発生したとしても自動的に課税ベースに算入される。ところが、支出税の実効可能性を一見高めるかにみえ、各国の提案の中に盛り込まれている前納勘定方式の場合、比例税率と資産価値に変動がなければ適格勘定方式と等価であるという理論の前提条件が必ずしも現実的とはいえないばかりか、前納勘定方式では、資産購入（貯蓄）時点での控除をしない（つまり課税ベースに算入される）かわりに資産の売却・貯蓄の引出しを課税ベースに算入しないため、キャピタル・ゲインが発生した場合に非課税のまま消費に当てることができるという問題が生まれる。

第2に、例えばアメリカのブルー・プリントにおけるように、資産の移転を非消費行為として移転資産を課税ベースから控除してしまうと、そして仮に受取人がその資産をそのまま保有し続けるならば、世代を超えた非課税の富の移転が進む危険性が高い。それゆえ、支出税においても所得課税と同様に資産移転に関しては別建ての、しかもかなり厳しい資産移転税による補完が不可欠である。

Ⅲ. 所得税と支出税の可能な組合せ

IおよびⅡで整理したように、規範的な意味での包括的所得税にしても支出税にしても、その理論面および税務行政面において、現時点では克服できない課題を含んでおり、その優劣を付けることは容易でない。そこで、ここでは両者の優劣を問題にするのではなく、税制のもつ重要な機能である再分配機能に着目した場合、累進的な税の課税ベースとして単一の課税ベースではなく複数

の課税ベースを組み合わせたことが可能かどうか、そして可能ならばどのような方法があるかについてヴィックリーの考えを検討してみたい⁹⁾。

ウィックリーによれば、所得税と支出税を組合せ、それぞれがもつ望ましい特徴を十分に採用することで、問題を解決する可能性があるという。通常、課税ベースを組み合わせることで複雑さが増し、かえって長所を相殺しあうかのように見えるが、注意深く調整すれば、複雑さも減少し、組合せを考慮する価値は高まるのである。

ヴィックリーの提案¹⁰⁾は、所得階層別に次のような3つの税の組み合わせからなっている。

第1は、多数の納税者によって支払われる唯一の税として、低額の免税点をもった比例税率の所得税を考える。これはおそらく歳入の大部分を占めることになる。この税においては、所得が賃金、利子および配当からなる大部分の納税者にとって必要な申告書は、その雇用主に提出される家族の状態に関する簡単な申告書ただ一つで足りるように考慮される必要がある。

第2は、中程度の所得層に対してさらに累進的な税金を課すため、家族一人当たりいくらという基準で支出税を課すこととし、一部は、賃金および俸給について源泉徴収を行い、年末に納税者が完全な申告書を提出することによって調整を行うこととする。この税金によって影響を受ける人数は多すぎることもなく、また少なすぎることもないであろうし、若干複雑な申告書にともなう行政上の困難はどうか処理できると考えられる。

第3は、株式、賃貸料ならびに資本参加利益からの所得に対し、きわめて急激に累進する税率で附加税を課すが、高額 of 免税点を設けておく。この税金はきわめて少数の納税者にだけ適用され、税務行政もこれに相応して精緻なものとするができる。

このような組合せによる税は、遺贈力継承税 (a bequeathing power

9) Vickrey, W., *Agenda for Progressive Taxation*, The Ronald Press Company, 1947.

10) *Ibit.*, pp. 360-361.

succession tax) と、かなり容易に統合することができる。税率表を計算する場合に用いられる利子率は、最低の所得税率と調整することにする。そうすれば、低い免税点をもつ所得税を免除される相当多数の人々が継承税に関係することはほとんどないと思われる。また、支出税に対しては何等の調整も必要としないし、株式投資所得に対する所得税については、控除を行わないことにする。なぜなら、控除を行えばもっぱら経済力の集中を阻止することを目的とするこの種の税金の目的を失わせることになるからである。比例税の下における所得のタイミングの問題は、比較的重要でないから平均課税法はなくて済ますことができるであろう。未分配利益の問題は、この比例税に関するかぎり、配当については法人普通税を源泉徴収することによって十分に処理できる。株式投資所得に対する所得税に関しては、平均課税法その他の複雑な修正が必要となるが、これにともなう申告書の数が少ないから、たいして税務行政上の負担をかけないであろう。

しかしながら、低額所得層においては、多数の商店主、小企業者、農民その他の自営業者があって、これらの者に対しては、源泉徴収は適用できないし、その純所得に近い金額を計算することは、かなり多くの難解な費目を考慮にいれなければならないということを忘れてはならない。しかし、これらのグループに対して支出税がもつ大きな簡便さは、賃金、俸給、配当および利子所得を有する者の課税において所得税が有する長所をはるかに凌いでいるということをも十分考えるべきである。したがって、比例税率の所得税を廃止し、その代わり支出税の免税点を引き下げて、この所得階層にこの税金を課税するのが適当と考えられる。

このような提案では、1つのタイプ以上の税金を考慮しなければならない人々はきわめて大きな株式投資所得を有する少数者に限られるであろう。

すでに創設された所得税を一挙に新しいまだ試されたことのない支出税に転換しようとするは無謀ではないにしても、おそらく困難をともなうことである。その過渡期は、中程度の所得層の負担のいくらかを所得税から支出税に移行することによって、著しく緩和することができる。このような租税の運

営についての経験が得られた後ならば、少額納税者から支出税を徴収する可能性は容易であろうし、中小所得階層に対する所得税の代わりに支出税を課することの是非も、さらによく判断できると考えられる。もし、少額所得に対する支出税が適当であると立証されるならば、上に述べたような3つの税制の組合せは、究極には低額所得階層に課される支出税と高額所得階層に対して高い免税点をもった株式投資所得に対する所得税からなる2つの税制の組合せに移行する中間段階となるだろう。

結びにかえて

本稿では、包括的所得税と支出税の特徴と問題点を整理した上で、両者を適切に組み合わせ、より効果的な再分配機能を果たす累進課税制度の可能性について検討した。所得や財産は個人の担税力の大きな指標であるには違いないが、個人の消費や経済に対する支配力などの経済状態も担税力の指標になる。そのため、所得税や財産税だけでなく一定期間の個人の消費あるいは支出全体を対象とする支出税、純資産税、継承税が相互に補完しあって累進課税の役割を果たす必要がある。そこで、中小所得者に対しては支出税を適用し、高額所得者に対しては、経済力の排除という点で支出税に優る所得税を適用する、併用方式が今後の税制の姿として浮かびあがった。そして、不平等が所得分布においてよりも資産分布において顕著である現在の日本の状況に照らした時、この併用方式の持つ意味は決して小さなものではない。

なお、ここで検討した併用方式が、わが国の税制改革論にどのような意味をもつかについては、稿を改めて論じてみたい。